

No.1 タクシーネットワーク会則

(名称)

第1条 当会は、No.1 タクシーネットワークと称する。読み方は「ナンバーワンタクシーネットワーク」とする。

(事務局)

第2条 当会の事務局は、福岡県北九州市小倉北区馬借2丁目6番8号 第一交通産業株式会社内に置く。事務局は、当会の事務を担当する。

(目的)

第3条 当会は、第5条に定める会員が、第4条に掲げる活動及び事業を通じて、タクシー旅客運送業に関して互助することを目的とする。

(活動及び事業の種類)

第4条 当会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動及び事業を実施する。

- (1) 年に数回程度開催予定の情報交換会及び発表会（詳細については、第6条に感謝の集いとして定める。）
- (2) 当会のスケールメリットを営業面や調達面において利活用すること
- (3) タクシー旅客運送業に関する互助情報の発信
- (4) その他前号までの内容に準ずる活動及び事業

(会員)

第5条 当会の会員は、次の各号に掲げる2つの種類に区分される。

- (1) 参画会員（タクシー事業者様）
- (2) 賛助会員（取引先企業様）

2 前項に掲げる会員の定義は次の各号のとおりとする。

- (1) 参画会員とは、当会にて会員相互の扶助を行うタクシー事業者であり、第6条に定める感謝の集いに参加できる者をいう。
- (2) 賛助会員とは、当会の目的に賛同し、互助サービスの提案を行う事業者のうち、第6条に定める感謝の集いに任意で参加できる者をいう。

(感謝の集い)

第6条 第4条第1項第1号に掲げる情報交換会及び発表会は、感謝の集いと称する。感謝の集いは、北海道、東北、関東、近畿、中国四国、九州、沖縄等の各ブロックにおいて定例的に開催し、役員、参画会員及び賛助会員が直に情報交換及び意見発表を行う会である。

(入会)

第7条 入会希望者は、所定の入会申込書を事務局に提出し、受理された日から会員となる。

(会費)

第8条 会員は、第11条に定める事業年度ごとに、次の各号に定める年会費を、ダイイチモビリティネットワークス株式会社が発行する請求書に基づき遅滞なく納入しなければならない。

- (1) 参画会員（タクシー事業者様） なし
- (2) 賛助会員（取引先企業様） 10万円

(退会)

第9条 会員は、退会届を事務局に提出し任意に退会することができる。ただし、会員は、第一交通産業株式会社（グループ会社を含む）に対する債務がある場合は、退会までに精算しなければならない。

(会員資格喪失)

第10条 会員が次の各号の一つに該当する場合、その会員はその会員資格を喪失するものとする。

- (1) No.1 タクシーネットワークの名誉を棄損し、また他の会員に著しく迷惑となる行為があった場合
- (2) 違法行為あるいは社会道徳を著しく逸脱する行為があった場合
- (3) 自ら振出し、もしくは引受けた手形または小切手につき、不渡処分を受ける等支払停止状態に至ったとき
- (4) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき
- (5) 第三者より仮差押、仮処分、強制執行等を受けたとき
- (6) 破産、特別清算、民事再生および会社更生手続の申立を受け、もしくは自ら申立てたとき
- (7) 解散の決議をし、または他の会社との合併をしたとき、または営業の重要な部分を譲渡したとき
- (8) その他財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき

(事業年度)

第11条 当会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附則 当会則は、令和3(2021)年4月1日から施行する。

2 当会則は、令和4(2022)年3月15日に改正のうえ施行する。

3 当会則は、令和5(2023)年8月31日に改正のうえ施行する。

4 当会則は、令和7(2025)年4月1日に改正のうえ施行する。